

京都市告示第252号

平成26年1月21日京都市告示第461号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和3年7月27日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益財団法人朝田教育財団に対する寄附金	京都市左京区浄土寺西田町 2番地	当該法人の 主たる目的 である業務	平成25年4月1日 以後に支出された寄 附金

(行財政局税務部税制課)